

教職課程認定基準等について

- 2023.12.20
令和5年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課

目次

1. 課程認定制度の概要等
2. 教職課程に関する改正等について
3. 教育課程
4. 教育研究実施組織
5. 関係手続
6. その他

※ 本資料においては、教育職員免許法施行規則に定める科目・事項を、便宜的に以下のとおり表記している。

「教科専門科目」:教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項

「教職専門科目」:各教科の指導法、保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習(探究)の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目



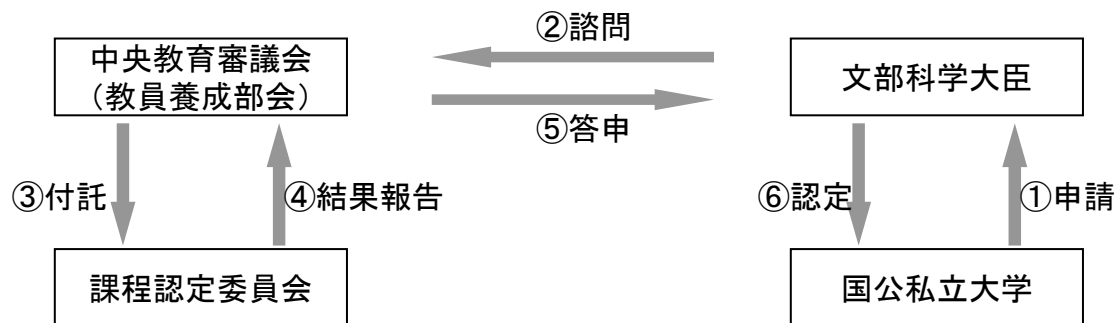
1. 課程認定制度の概要等



1. 課程認定制度の概要等

1. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



2. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教育研究実施組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

1. 課程認定制度の概要等 学科等の目的・性格①

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(5)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

■ 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」

・審査の観点：学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等 等

（参考） 過去認められた例）

- 中高一種免（国語）： 人間文化学科、日本語文化コミュニケーション学科、文化創造学科、国際教養学科
- 中高一種免（英語）： 比較文化学科、国際社会学科、コミュニケーション情報学科
- 中一種免（技術）： デザイン工学科、環境科学科

過去に疑義が生じた例）

- 中高一種免（保健体育）： 経営系学科
- 中一種免（社会）： 心理系学科
- 高一種免（地理歴史）： 法学系学科

※手引きP178の相当性基準の解説参照

2. 教員養成を主たる目的とする学科等

教職課程認定基準2(6)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

■ 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(5)

・審査の観点：学科等の名称、学位の分野、教育課程全体における教員養成に関する科目の割合、卒業要件等における免許状取得や科目履修の位置付け 等

1. 課程認定制度の概要等 学科等の目的・性格②

教職課程を設置する大学は、**学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成**しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。

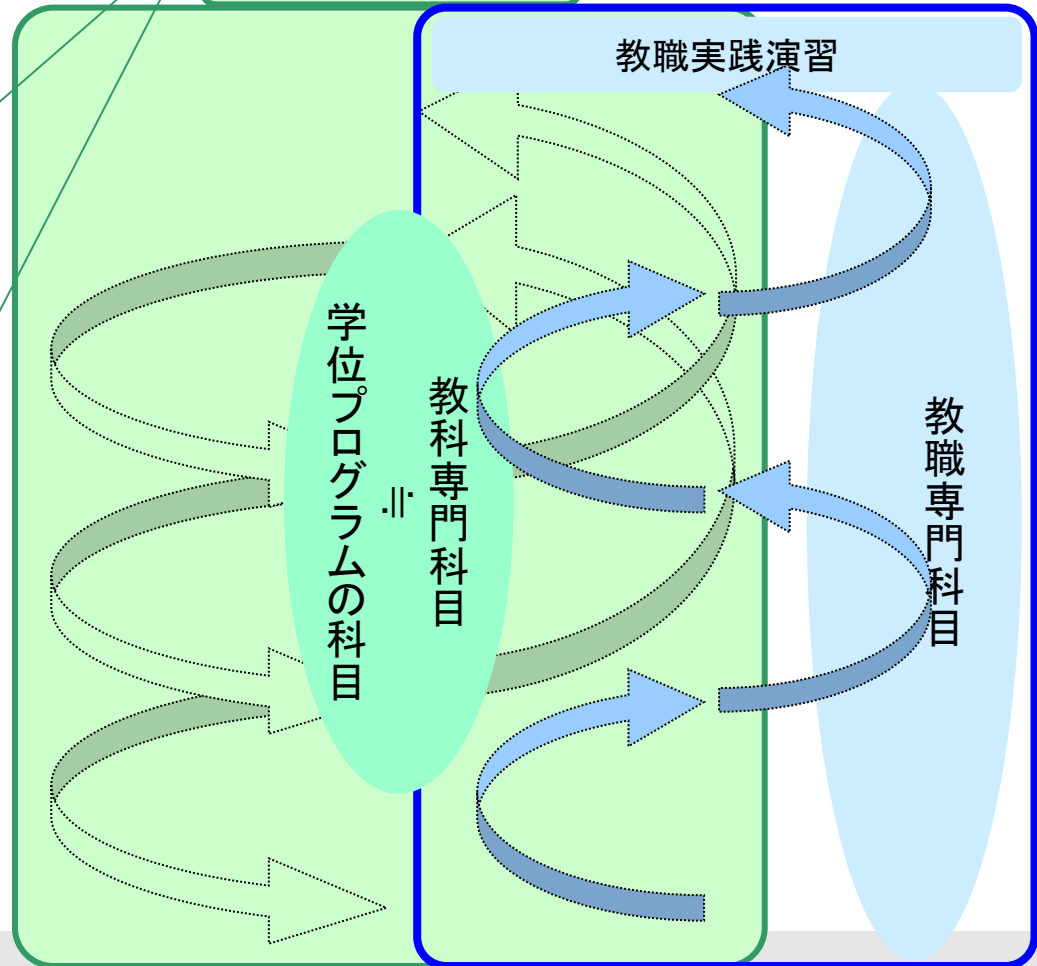
○学位プログラム(大学設置基準)

(教育課程の編成方針)
第十九条 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
3 (略)

(教育課程の編成方法)
第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

学士(〇〇学)

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
(学教法第83条第1項)



○教職課程(教育職員免許法施行規則)

第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。
2～6 (略)
7 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2. 教職課程に関する改正等について



2. 教職課程に関する改正等について

今年度の教職課程に関する主な改正

	事 項	改 正 概 要	関係通知等
1	教科に関する専門的事項に関する科目の見直しに対応した教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令	○中学「理科」、「技術」、「家庭」 高校「理科」、「家庭」、「情報」について教科専門科目の科目区分の統合や削除等を行う。 ○施行日:令和6年4月1日	○通知:5文科教第1015号(令和5年9月27日) ○事務連絡(令和5年10月27日)
2	特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に係る改正	○学生の強みや専門性を身に付ける活動と教職課程の履修の両立を目的とした教員養成が可能となるよう4年制大学において、二種免許状の教職課程の認定を受けられることができる特例を設ける。	○事務連絡(令和5年9月28日) ○基準2(4)、10、14(2) ○強み専門性特例審査の観点 ○事務連絡(令和5年11月8日) 様式
3	専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る改正	○小学校における専科指導優先実施教科(算数、理科、体育又は外国語)に相当する中学校教員養成課程(数学、理科、保健体育又は英語)を開設する学科等が、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校二種免許状の教職課程の認定を受けられることができる特例を設ける。	○事務連絡(令和5年9月28日) ○基準2(4)、11、14(2) ○事務連絡(令和5年11月8日) 様式
4	その他	○大学設置基準等による教育課程等特例に係る改正 ○教職実践演習の履修時期に係る改正	○通知:5文科教第1002号(令和5年9月25日) ○事務連絡(令和5年9月28日)

2-1. 教科専門科目の見直し①

【中学校・理科】

改正前	改正後
物理学	物理学
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	
化学	化学
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
生物学	生物学
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	
地学	地学
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	物理学実験・化学実験 ・生物学実験・地学実験

【中学校・家庭】

改正前	改正後
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
住居学	住居学
保育学（実習を含む。）	保育学

【高校・理科】

改正前	改正後
物理学	物理学
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

【高校・家庭】

改正前	改正後
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
住居学（製図を含む。）	住居学
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学
家庭電気・家庭機械・情報処理	

2-1. 教科専門科目の見直し②

【中学校・技術】

改正前	改正後
木材加工（製図及び実習を含む。）	材料加工（実習を含む。）
金属加工（製図及び実習を含む。）	
機械（実習を含む。）	機械・電気（実習を含む。）
電気（実習を含む。）	
栽培（実習を含む。）	生物育成
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ

【高校・情報】

改正前	改正後
情報社会・情報倫理	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	コンピュータ・情報処理
情報システム（実習を含む。）	情報システム
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報通信ネットワーク
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア表現・マルチメディア技術
情報と職業	

○科目区分が変更されたが、教科専門科目の総単位数や区分ごとに1単位以上の履修であることには、変更はないこと。

○本改正で削除された「実習を含む。」等の取扱いについては、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものであること。

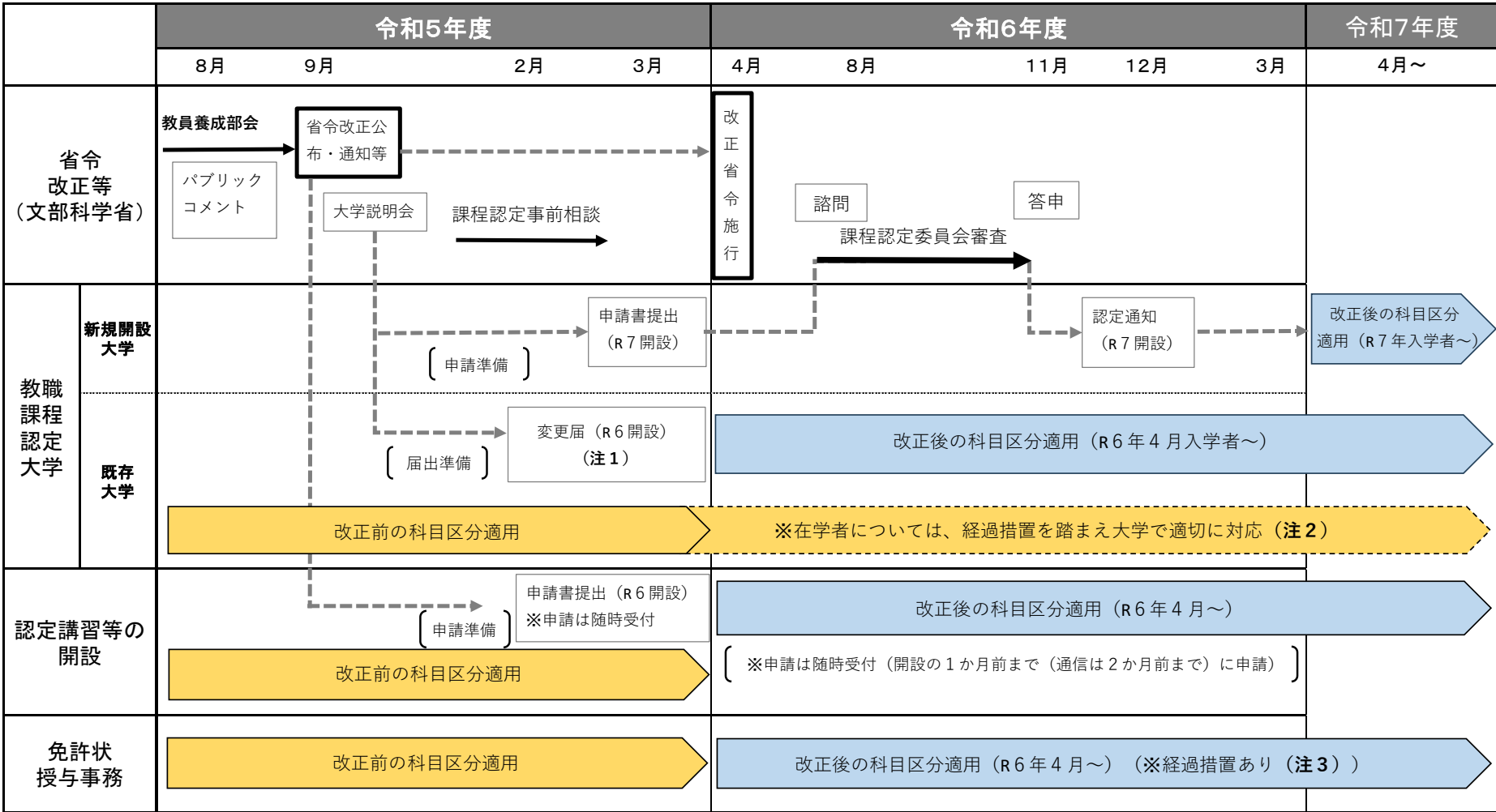
○改正内容の詳細は改正通知（5文科教第1015号令和5年9月27日）、「教科に関する専門的事項に関する検討委員会」のまとめ（令和5年8月）及び10月の説明会資料等を確認すること。

○施行日は令和6年4月1日のため、令和6年度以降の入学者のカリキュラムは改正後の科目による編成が必要（在学者については、経過措置を確認の上、適切に対応すること）。

○当該改正に伴う変更届に関する事務連絡（令和5年10月27日）を確認の上、2月末日までに変更届を提出すること。

2-1. 教科専門科目の見直し③

教科に関する専門的事項の改正に係るスケジュール



(注1) 施行日が令和6年4月であるため、令和6年度入学者以降のカリキュラムは本改正後の科目区分に即した変更届による手続を行うこととなる(必須)。なお、本年度、本改正に係る教科の教職課程認定を受けた大学(R6年度開設分)については、認定後の計画変更届手続において、改正内容の変更対応を受け付ける。

(注2) 経過措置により、既に修得した又は卒業までに修得する改正前の科目区分の科目は、基本的に改正後の科目として読み替えが可能。在学者について、改正前の科目で履修させた上で経過措置による読み替えを行うか、改正後の科目に変更した上で履修させるかは、大学の状況に応じて判断すること。在学者にも改正後の科目を履修させる場合は、在学者にも適用する旨の変更届による手続を行う。

(注3) 改正前の科目を修得した者の免許状授与申請が考えられるため、経過措置を踏まえ授与事務の対応を行うこと。

2-1. 教科専門科目の見直し -技術の教職課程について①

【教科専門科目検討委員会まとめより】

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20230810-mxt_kyoikujinzai01-000002456_2.pdf

2. 中学校教諭普通免許状「技術」について

(2) 必要な移行措置等

○ 大学(特に高校情報及び工業の教職課程を置く大学)に対し、見直しを行った教科に関する専門的事項に関する科目について情報提供を行うとともに、**教職課程の開設を促すこと。**

課程認定大学等数(令和4年4月1日現在) 【中学校 教科別】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	職業	職業 指導	英語	外国語	宗教
大学	230	289	156	166	92	103	181	35	63	102	0	2	301	42	27
短期大学	8	4	0	0	8	5	3	1	0	11	0	0	12	0	0
大学院	168	200	119	146	93	88	99	54	72	89	28	30	195	55	52
専攻科	2	1	1	0	9	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0

2-1. 教科専門科目の見直し -技術の教職課程について②

○標準授業時間数との相対比較では保健体育、音楽、社会の順で授与件数が多く、技術、理科、数学が少ない。

中学校教諭一種免許状・二種免許状の教科別授与件数(令和3年度) (教育人材政策課調べ)

区 分		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
一 種 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	4,648	6,081	3,928	3,668	2,250	1,350	8,398	290	449	1,078	5,758	47	1	37,946
	その他(旧令の学歴資格によるもの, 他教科の免許状の取得, 外国において授与された免許状等)	52	19	35	6	14	9	33	4	7	12	121	9	0	321
	小 計	4,700	6,100	3,963	3,674	2,264	1,359	8,431	294	456	1,090	5,879	56	1	38,267
二 種 免 許 状	大学等における直接養成によるもの	339	192	100	55	153	88	187	3	41	172	481	0	6	1,817
	その他(旧令の学歴資格によるもの, 他教科の免許状の取得, 外国において授与された免許状等)	34	12	22	3	2	3	5	0	17	11	73	7	23	212
	小 計	373	204	122	58	155	91	192	3	58	183	554	7	29	2,029
合 計		5,073	6,304	4,085	3,732	2,419	1,450	8,623	297	514	1,273	6,433	63	30	40,296
中学3年間の標準授業時数 (※)		385 (1.00)	350 (0.91)	385 (1.00)	385 (1.00)	115 (0.30)	115 (0.30)	315 (0.82)		87.5 (0.23)	87.5 (0.23)	420 (1.09)			

(※)標準授業時数の()は、中学校3学年分の標準授業時数について、国語を「1」とした場合の相対的な数値。

(注) その他には、職業、職業指導、職業実習を含む。

2-1. 教科専門科目の見直し -技術の教職課程について③

(教育人材政策課調べ)

○教科別の採用倍率は、保健体育、社会、音楽が高く、技術、家庭、理科が低い。

中学校教科別受験者数・採用者数・採用倍率 中学校 (令和4年度)

区分 縣市名	国語			社会			数学			理科			音楽			美術		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
合計	4,211	1,228	3.4	7,641	1,235	6.2	5,797	1,333	4.3	3,908	1,244	3.1	2,486	498	5.0	1,194	361	3.3
	(4347)	(1403)	(3.1)	(7833)	(1288)	(6.1)	(6038)	(1474)	(4.1)	(4270)	(1272)	(3.4)	(2603)	(581)	(4.5)	(1283)	(409)	(3.1)

区分 縣市名	家庭			技術			保体			英語			その他			合計		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
合計	851	316	2.7	498	232	2.1	10,313	1,065	9.7	5,257	1,467	3.6	431	161	2.7	42,587	9,140	4.7
	(1118)	(403)	(2.8)	(551)	(238)	(2.3)	(10267)	(1279)	(8.0)	(5368)	(1547)	(3.5)	(427)	(155)	(2.8)	(44105)	(10049)	(4.4)

(注1) ()内の数字は、前年度の数値である。

(注2) その他には、中高一括募集している場合の高等学校のみ存在する教科の受験者数や、小中一括募集での受験者数を含む。

(教育人材政策課調べ)

臨時免許状の授与件数 (中高・教科別)

○中学校(令和3年度)

区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	外国 語	宗教	その 他	計
令和元年度	175	174	211	223	45	139	111	23	350	279	268	11	1	2,010
令和2年度	177	159	224	191	77	150	109	9	316	260	294	10	0	1,976
令和3年度	184	169	223	224	68	170	124	20	342	289	225	13	0	2,051

○高等学校(令和3年度)

区分	国語	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	保健	看護	家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国 語	宗教	その 他	計
令和元年度	80	88	126	100	83	74	67	12	69	77	21	276	208	221	63	161	55	31	88	330	19	48	2,297
令和2年度	86	81	111	114	82	106	80	14	52	61	14	239	230	258	60	171	68	36	92	353	23	33	2,364
令和3年度	112	83	96	99	104	74	66	13	65	65	26	303	261	221	68	182	77	36	67	349	18	39	2,424

(教育人材政策課調べ)

免許外教科担任の許可件数 (中高・教科別)

○中学校(令和3年度)

区 分	計
国 語	364
社 会	230
数 学	349
理 科	209
音 楽	83
美 術	861
保 健 体 育	284
保 健	5
技 術	2,031
家 庭	1,989
職 業	0
職 業 指 導	0
職 業 実 習	0
外 国 語 (英 語)	183
外 国 語 (英 語 以 外)	0
宗 教	1
複 数	0
そ の 他	0
計	6,589

○高等学校(令和3年度)

区 分	合 計
国 語	75
地 理 歴 史	229
公 民	366
数 学	108
理 科	80
音 楽	17
美 術	47
工 芸	46
書 道	125
保 健 体 育	114
保 健	4
看 護	20
家 庭	231
情 報	1,037
農 業	172
工 業	275
商 業	105
水 産	100
福 祉	149
商 船	0

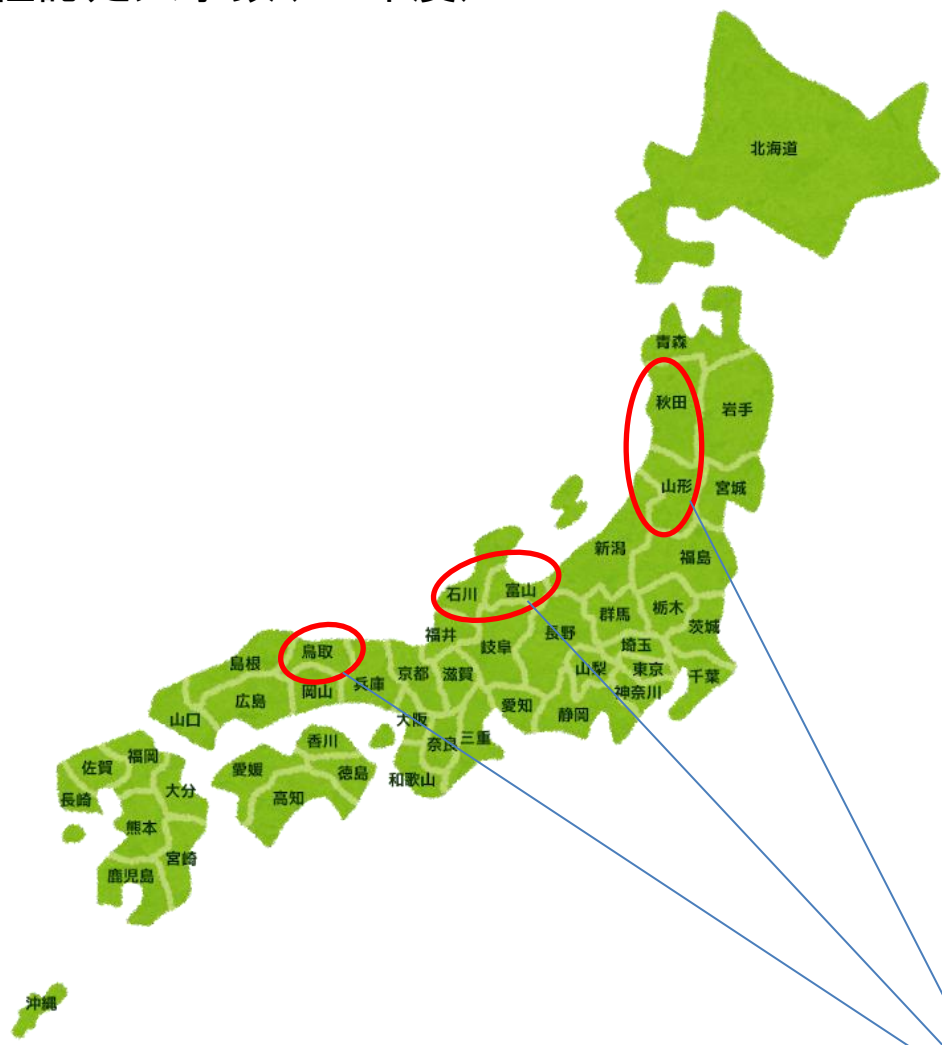
区 分	合 計
外 国 語 (英 語)	51
外 国 語 (英 語 以 外)	126
宗 教	7
看 護 実 習	0
家 庭 実 習	0
情 報 実 習	0
農 業 実 習	0
工 業 実 習	2
商 業 実 習	0
水 産 実 習	1
福 祉 実 習	0
商 船 実 習	0
職 業 指 導	4
複 数	0
そ の 他	2
計	3,493

2-1. 教科専門科目の見直し -技術の教職課程について⑥

(教育人材政策課調べ)

○中学校・技術の課程認定大学数(R4年度)

県No.	都道府県名	大学数
27	大阪府	3
28	兵庫県	2
29	奈良県	1
30	和歌山県	1
32	島根県	1
33	岡山県	2
34	広島県	1
35	山口県	1
36	徳島県	2
37	香川県	1
38	愛媛県	1
39	高知県	1
40	福岡県	1
41	佐賀県	1
42	長崎県	1
43	熊本県	1
44	大分県	1
45	宮崎県	1
46	鹿児島県	2
47	沖縄県	1



県No.	都道府県名	大学数
1	北海道	1
2	青森県	1
3	岩手県	1
4	宮城県	1
7	福島県	1
8	茨城県	2
9	栃木県	2
10	群馬県	1
11	埼玉県	3
12	千葉県	1
13	東京都	8
14	神奈川県	4
15	新潟県	2
18	福井県	1
19	山梨県	1
20	長野県	1
21	岐阜県	1
22	静岡県	1
23	愛知県	1
24	三重県	1
25	滋賀県	1
26	京都府	1

○一部の地域を除き、各道府県に1大学が多数。
 ○県内に技術の教職課程を置く大学がない地域が存在する。

○技術に関する共通開設について

基準4-8

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i)同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(ヲ) 中学校(技術)と高等学校(情報)

(ワ) 中学校(技術)と高等学校(工業)

※複数学科等の場合も同旨の規定あり

※共通開設にあたっては、各授業科目の内容が、いずれの教科にも対応可能な内容のものについて可能。

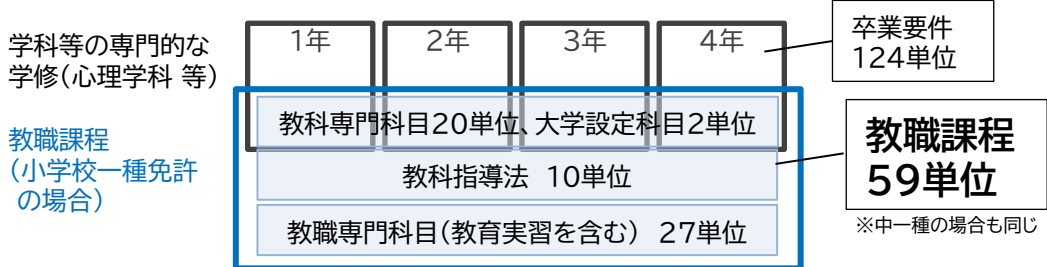
例) 技術「生物育成」の授業科目 と 情報の「情報システム」の授業科目 → ×

技術「情報とコンピュータ」の授業科目 と 情報の「コンピュータ・情報処理」の授業科目 → ○

2-2. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例①

現状 4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。
 しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、特に専門性を身に付けるための他の活動(資格取得や留学等)との両立が困難。

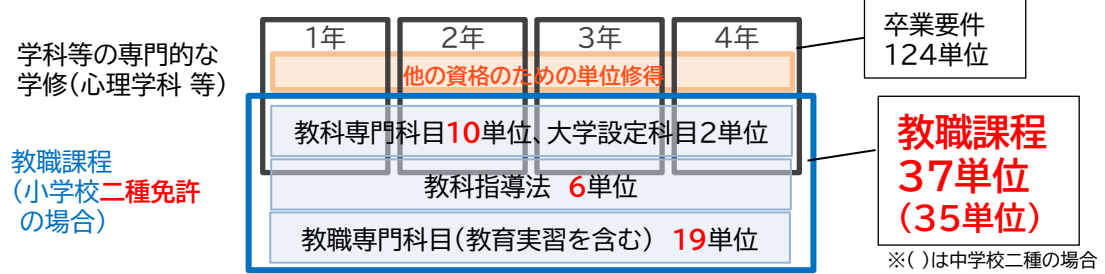
○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



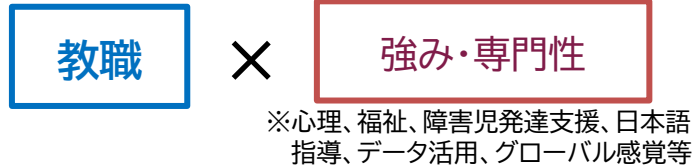
- 教員養成系以外の学科では、卒業要件に必要な単位(124単位)と、教職課程に必要な単位(59単位)の重複が少ない。
- そのため、教員免許取得のための負担が大きく、特に心理や福祉の資格取得等との両立は困難。

改正事項 教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、4年制大学において二種免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。

○改正後の新たな二種免許課程のイメージ



- 教職課程の設置要件
 専門性を身に付けさせる活動等が顕著であり、専門性と教員免許状の間で相乗効果が見込めること等



※一種免許状と二種免許状の違い
 職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定 教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

2-2. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例②

【教職課程認定基準】

2 教育上の基本組織

(4)教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

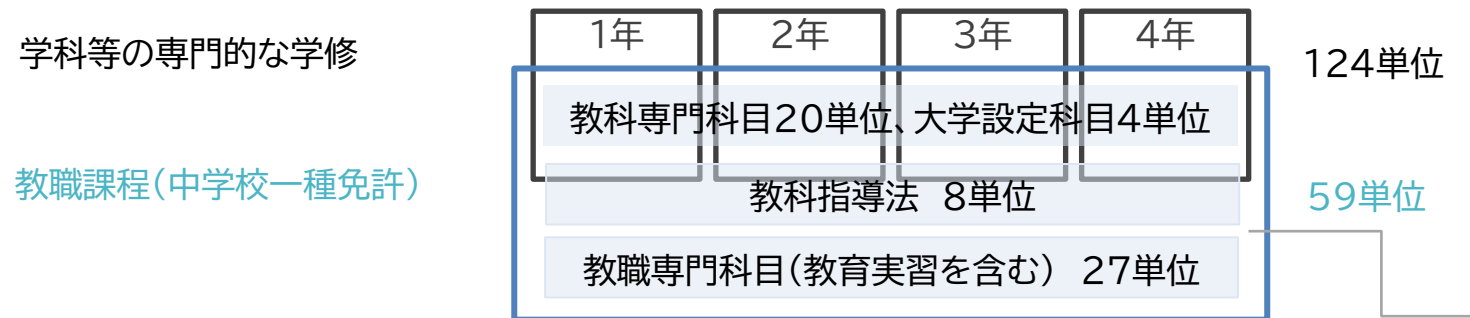
2(4)にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2(5)及び(6)は適用しない。

※ 2(4)については、特例の新設にあたり、原則を明示するための改正。

※ 本特例(強み専門性特例)の趣旨は、資格取得や留学等の強みや専門性に係る活動等と一種免許状の取得の両立が困難である状況等を鑑みて、免許状取得との両立を目的とするための特例であるため、同一免許状の一種免許状の教職課程との併設を想定するものではない。

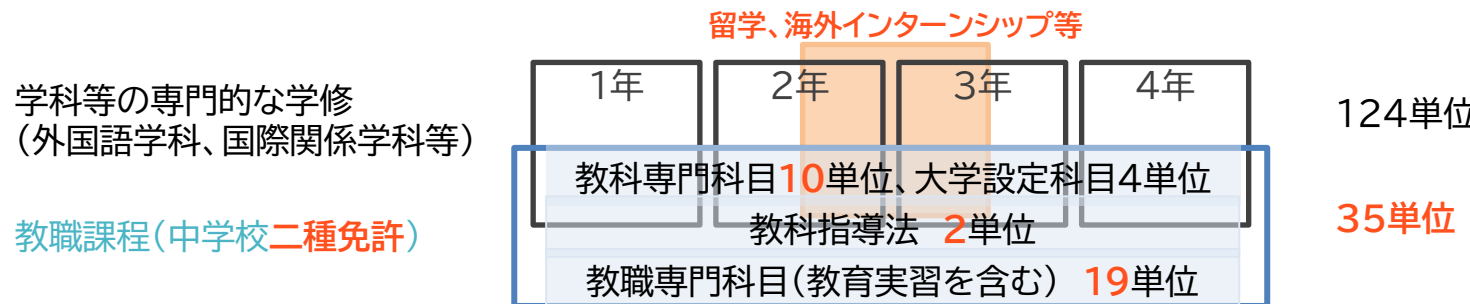
2-2. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例③

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

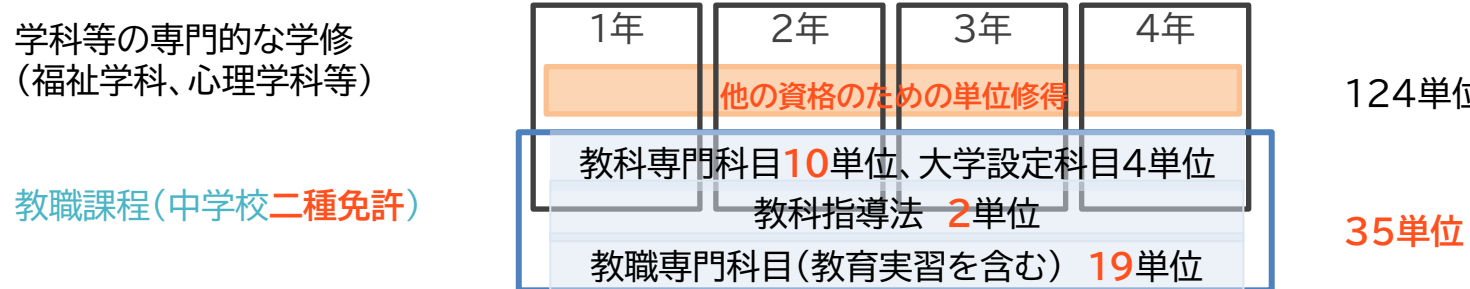


所属する学科等の科目以外に修得すべき科目が多く、さらに、他の活動(留学・教職以外の資格取得等)が加わった場合に、両立が困難

●留学によるグローバル感覚・語学力等の育成との両立



●他の資格等の取得との両立



2-2. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例④

○申請に当たっては、「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点」(令和5年9月28日課程認定委員会決定)の全ての観点について、よく確認の上、十分に検討すること。

<観点1> 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

様式第10号ア(特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する資料)

1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

○強みや専門性に係る活動の内容

(強みや専門性に関する具体的な内容について記載すること。)

○強みや専門性を身に付けるために想定される期間や単位数等

(身に付ける強みや専門性に係る活動等が、一般的に一種免許状の教職課程を履修すること両立困難であると想定されるものであることを期間や単位数等の具体的な数値を示して記載すること。必要に応じ、図表等を含めて構わない。)

○期待できる相乗効果

(身に付ける強みや専門性が、申請する二種免許状との関係でどのような相乗効果を期待できるかを具体的に記載すること。単に既存の教育課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しないので留意すること。)

2-2. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例⑤

＜観点2＞当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、**地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか**

2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか

○教育委員会等からの要望や地域や学校における課題

(教育委員会等からの要望や地域や学校における課題を具体的に記載すること。)

○要望や課題に対して解決できる教育課程の内容

(強みや専門性が教育委員会等からの要望等について対応したものであることを記載すること。)

＜観点3＞身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の**両立を目的とした教育課程等であるか**

3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を目的とした教育課程等であるか。

○両立を目的とした教育課程について

(学年別に記載するのではなく、教育課程全体を通じて無理のない教育課程になっているか記載すること。)

○科目開設上の工夫や履修指導の体制

(無理のない教育課程とならないよう科目開設上の工夫や履修指導の体制等について具体的な定を記載すること。)

2-2. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例⑥

<観点4> 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

(強みや専門性に係る活動等と当該学科等の学位プログラムとの関係性について、記載すること。)

<観点5> 二種免許状の課程認定基準等を満たしているものとなっているか

※ 様式には観点5の記載項目はないが、申請書全体で審査する。

- 科目の開設状況
- 教職専任教員の配置状況
- 教員の研究・業績等
(専任・兼担・兼任)
- 教育実習計画、実習校
- 施設・設備 等

【小学校の例】 定員50人の場合

・教科専門科目、基礎的理解科目、道徳等科目、指導法科目にそれぞれ1人以上、かつ、小学校課程全体として合計8人

※定員を50人超えるごとに、2人の追加必要

・教科専門科目は1以上開設、各教科の指導法は10教科全て開設が必要

※義務教育特例(基準4-8(2)viii)により、小・中間の指導法の共通開設は一部可能となっているが、小・小間の共通開設は不可であることに留意

2-3. 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例①

現状

- 令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたことから、専科指導優先実施教科である外国語・理科・算数・体育に相当する中学校の英語・理科・数学・保健体育の免許状との併有を促進することが重要である。
- 現状では、小学校教諭の教職課程は、教員養成学部・学科等(※)にしか設置することができないため、両方の免許の教職課程の開設数は少ない。
- 多様な教職員集団の形成の実現のためには、従来型の教員養成学部・学科等に限らず、一般大学の学部・学科等においても中学校免許状と小学校免許状との併有を可能とすることが必要。

(※)教員養成を主たる目的とした学科のみ設置が可能。一般的には教育学部教育学科や子ども教育学科等が該当する。

○小学校免許状の教職課程を有する学科のうち、中学校免許状の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)

英 語	理 科	数 学	保 健 体 育
84学科	60学科	66学科	60学科

※一種の課程の学科数。小学校免許状(一種)の教職課程を有する学科は全体で265学科である。

<参考> 中学校免許状(一種)の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)
 英語…420学科、理科…580学科、数学…384学科、保健体育…227学科

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、小学校の専科指導優先実施教科である英語・理科・算数・体育に相当する中学校免許状の英語・理科・数学・保健体育の教職課程を置く大学の学科が、小学校の教職課程を設置できるようにする。



本改正により、例えば中学校免許状の数学の教職課程を有する情報学部数理情報学科等において、小学校教諭免許状の教職課程を開設可能となる。

中学校免許
英語、理科
数学、保体



小学校免許

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

2-3. 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例②

【教職課程認定基準】

2 教育上の基本組織

(5) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

(6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等ではなければ認定を受けることができない。

11 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2(4)、(5)及び(6)にかかわらず、**数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定**を受けることができる。

※ **地域における教員養成の状況・課題等を踏まえる**ことに留意。

※ 小学校の課程の授業科目を開設するに当たっては、基準4-8(2)v)、viii)等を活用し、中学校との共通開設も考えられること。その際は、いずれの学校種にも対応できる内容を検討すること。

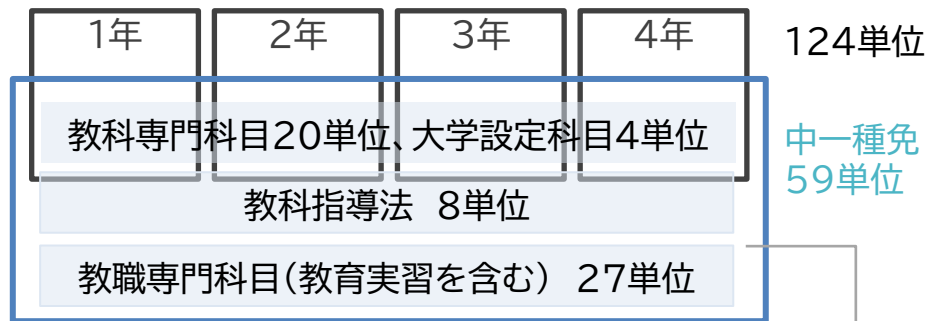
※ 小学校の課程は、**二種免の課程**であることに留意。

2-3. 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例③

○通常の中学校の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

学科等の専門的な学修
(理学部理学科等)

教職課程(中学校一種免許理科)



所属する学科等の科目以外に修得すべき科目が多い。また、通常は教員養成系以外の学科等は、中学・高校の教職課程しか設置していない。

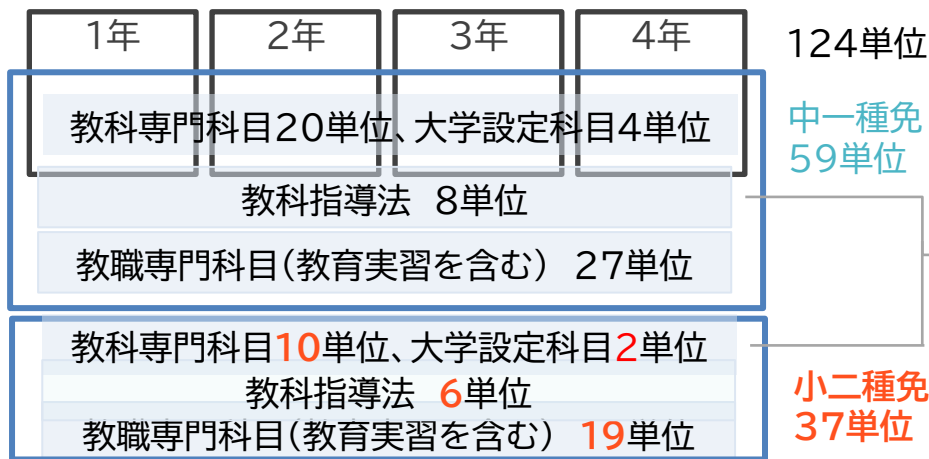
●専科指導優先実施教科(理科・算数・体育・外国語)に相当する中学校の教職課程大学(理科・数学・保体・英語)が特例を活用し、小学校の教職課程を置く場合

学科等の専門的な学修
(理学部理学科等)

教職課程(中学校一種免許理科)

+

教職課程(小学校二種免許)



小学校と中学校の科目を共通開設するなど大学の科目設定の工夫により、修得すべき科目の単位数はさらに低減が可能。

2-3. 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例④

専科指導優先実施教科に相当する中学校養成課程における小学校二種免課程の併設例

小学校教諭二種免許状					
免許法施行規則		教職課程			
	単位	授業科目	単位		
教科及び教科の指導法に関する科目 16単位	1科目以上	国語			
		社会			
		算数	初等算数	1	必修
		理科	物理学概論	1	必修
			化学概論	1	必修
			生物学概論	1	必修
			地学概論	1	必修
		生活			
		音楽			
		図画工作			
		家庭			
		体育			
		外国語			
小計			5単位		
各教科の指導法	1	初等国語指導法	1	必修	
	1	初等社会指導法	1	必修	
	1	初等算数指導法	1	必修	
	1	初等中等理科指導法	2	必修	
	1	初等生活指導法	1	必修	
	1	初等音楽指導法	1	必修	
	1	初等図画工作指導法	1	必修	
	1	初等家庭指導法	1	必修	
	1	初等体育指導法	1	必修	
	1	初等英語指導法	1	必修	
	小計			11単位	
合計			16単位		

中学校教諭一種免許状(理科)					
免許法施行規則		教職課程			
	単位	授業科目	単位		
教科に関する専門的事項	物理学	物理学概論	1	必修	
		物理 I	2	必修	
		物理 II	2	必修	
	化学	化学概論	1	必修	
		化学 I	2	必修	
	生物学	生物学概論	1	必修	
		生物学 I	2	必修	
		生物学 II	2	必修	
	地学	1	地学概論	1	必修
	理科	1	物理学実験	1	必修
			化学実験	1	必修
			生物学実験	1	必修
			地学実験	1	必修
小計			20単位		
各教科の指導法	8	初等中等理科指導法	2	必修	
		中等理科指導法A	2	必修	
		中等理科指導法B	2	必修	
		中等理科指導法C	2	必修	
		小計			8単位
合計			28単位		

基礎的理解 6単位	理念歴史思想		教育原論	2必修
	教職の意義等		教職論	2必修
	社会制度経営		教育社会学	2必修
	発達・学習の過程		教育心理学	2必修
	特別支援	1	特別支援教育	1必修
	教育課程		教育課程論	1必修
			合計	10単位
道徳等 6単位	道徳	1	道徳教育の指導法	2必修
	総合		総合的な学習の時間の指導法	1必修
	特活		特別活動論	1必修
	教育の方法・技術		教育方法論(ICT活用教育)	2必修
	情報通信技術の活用	1		
	生徒指導		生徒指導論	1必修
	教育相談		教育相談	2必修
進路指導		進路指導論	1必修	
		合計	10単位	
教育実践 7単位	教育実習	5	学校体験活動	2必修
			小中教育実習(事前事後含む)	3
	教職実践演習		教職実践演習(小)	2必修
			合計	7単位
独自設定 2単位		介護等体験実習	2	

基礎的理解 10単位	理念歴史思想		教育原論	2必修
	教職の意義等		教職論	2必修
	社会制度経営		教育社会学	2必修
	発達・学習の過程		教育心理学	2必修
	特別支援	1	特別支援教育	1必修
	教育課程		教育課程論	1必修
			合計	10単位
道徳等 10単位	道徳	2	道徳教育の指導法	2必修
	総合		総合的な学習の時間の指導法	1必修
	特活		特別活動論	1必修
	教育の方法・技術		教育方法論(ICT活用教育)	2必修
	情報通信技術の活用	1		
	生徒指導		生徒指導論	1必修
	教育相談		教育相談	2必修
進路指導		進路指導論	1必修	
		合計	10単位	
教育実践 7単位	教育実習	5	学校体験活動	2必修
			小中教育実習(事前事後含む)	3
	教職実践演習	2	教職実践演習(中高)	2必修
			合計	7単位
独自設定 4単位		介護等体験実習	2	

青は義務教育特例の活用、赤は複数学科等共通開設の活用

3. 教育課程

3. 教育課程 —各科目に含めることが必要な事項

教職課程認定基準4-2 ※小学校の教職課程の場合
 (同旨: 幼稚園4-1(2)、中学校4-3(4)、高等学校4-4(4)、養護教諭4-6(2)、栄養教諭4-7(2))

(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。

なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

教職課程認定審査の確認事項2

(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。

また、**施行規則において最低修得単位数を定める事項**については、**当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない**(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く)。

- ※「施行規則において最低修得単位数を定める事項」
- ・各教科の指導法
 - ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
 - ・道徳の理論及び指導法
 - ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

【例：小学校】	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2

3. 教育課程 —1つの授業科目に複数の事項を含める場合

教職課程認定審査の確認事項2

(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。

- ① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること
- ② 各事項において(8)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと
- ③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること
- ④ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること

(過去の審査会での指摘(例))

- ・「生徒指導」と「進路指導」の2つの事項を含む授業科目について、「生徒指導」という科目名称では両事項を含む科目であることが判別ができないため、取り扱う事項全ての内容が含まれている科目名称とすること。
- ・3つ以上の事項を含めた授業科目の開設は、相対的に各事項の内容が薄くなってしまいうため、科目を分けて開設すること。

3. 教育課程 — コアカリキュラムによる確認

教職課程認定審査の確認事項2

(8) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

- ① 教職課程コアカリキュラム (令和3年8月4日 教員養成部会決定)
- ② 外国語(英語)コアカリキュラム (文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力教科のための調査研究事業」平成28年度報告書)
- ③ 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム (令和4年7月27日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定)

- シラバスを作成する際に、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に即した内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれているか、各大学がコアカリキュラム対応表によって確認を行った上で申請を行う。
- 提出されたシラバスの審査は、大学が、コアカリキュラム対応表を活用し、シラバスの内容が到達目標等に対応しているものとなっているか確認していることを踏まえて行うものであり、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つを確認するわけではなく、適切な授業内容となっているかどうか総合的な観点から確認する。

3. 教育課程 ー幼稚園、小学校の科目開設

1. 幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」に関する科目

- 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域のうち、**一種免許状は5領域、二種免許状は4領域**以上の科目ごとに授業科目を開設することが必要。
(教職課程認定基準4-1(1))

2. 小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目

- 「**教科に関する専門的事項**」に開設する授業科目は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(以下「**小学校全教科**」という。)のうち、**1以上の開設**が必要。
(教職課程認定基準4-2(1))
- 「**各教科の指導法**」は、**小学校全教科(10教科)の指導法**について開設が必要。
(教職課程認定基準4-2(2))

※ 各教科の指導法の開設については、一種・二種に違いはない。

3. 教育課程 — 中学校、高等学校の科目開設

1. 中学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、**一種免許状は20単位以上、二種免許状は10単位以上開設が必要。** (教職課程認定基準4-3(1))
- 「各教科の指導法」は、**一種免許状は8単位以上開設が必要。** (教職課程認定基準4-3(3))

※ 各教科の指導法の開設については、基準における規定は一種免のみであるが、二種免については、施行規則に定められた修得すべき単位である2単位以上の開設が必要。

2. 高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、**一種免許状は20単位以上開設が必要。** (教職課程認定基準4-4(1))
- 「各教科の指導法」は、**一種免許状は4単位以上開設が必要。** (教職課程認定基準4-4(3))

3. 教育課程 「複合科目」及び「複合領域」の取扱い

「教科及び教科の指導法に関する科目」における複数の事項を合せた内容に係る授業科目として「複合科目」の開設が可能（幼稚園は「複合領域」）。

- （例）
- ・「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」を統合した授業科目
 - ・教科の内容及び構成に関する授業科目
 - ・「歴史総合」、「地理総合」、「公共」などの専門的事項を横断した授業科目 等

1. 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」の取扱い

- ① 小学校教諭免許状の「複合科目」を担当する教職専任教員は、一定の範囲で**必要教職専任教員の総数に含めることが可能**。
（教職課程認定基準4-2(4)）
- ② 中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」を担当する**教職専任教員は、「教科に関する専門的事項」の教職専任教員数に含めることが可能**。
（教職課程認定基準4-3(5)i)、4-4(5)i))
- ③ **中学校及び高等学校教諭免許状の「複合科目」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の取扱いに準じて、複数の課程で共通開設が可能**。
（教職課程認定基準4-8(3)）
- ④ ③により複数の課程で**共通開設する「複合科目」を担当する教職専任教員は、それぞれの課程の教職専任教員とすることが可能**。
（教職課程認定基準4-8(4)）

2. 幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

幼稚園教諭免許状の「複合領域」を担当する**教職専任教員は、「領域に関する専門的事項」の教職専任教員数に含めることが可能**。
（教職課程認定基準4-1(3)）

3.教育課程 他学科開設科目、共通科目

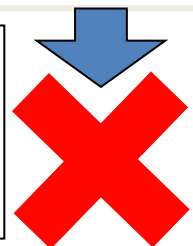
「教科専門科目」は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図る観点から、施行規則に規定する教科専門科目の科目区分の半数 又は 認定を受ける学科等が自ら開設する教科専門科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同(以下「他学科等」という。)で開設する授業科目(全学共通開設科目を含む。)を含むことができる。
(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2))

(例) C学科は、中学校及び高等学校・国語の課程認定を受けており、以下の「c」は自学科開設科目、「a」「b」は他学科等開設科目とする。

■ 中学校・国語 ※単位は全て各2単位と仮定

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a a c
漢文学	b b c
書道（書写を中心とする。）	b b b

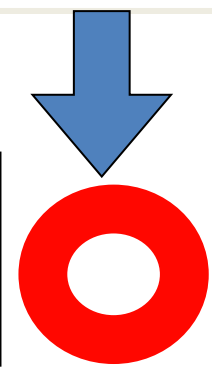
専門的事項区分における他学科科目を含む区分が半数を超えている。また、授業科目単位数も他学科科目の単位数が自学科科目の単位数を超えているため、基準を満たさない。



■ 高等学校・国語 ※単位は全て各4単位と仮定

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a a c
漢文学	b b c

専門的事項区分における他学科科目を含む区分が半数を超えているが、授業科目単位数では他学科科目の単位数が自学科科目の単位数を超えていないため、基準を満たす。



3. 教育課程 — 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

教職課程認定審査の確認事項2

(6) **教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動** (学校における授業、部活動等の教育活動その他の**校務に関する補助**又は幼児、児童若しくは生徒に対して**学校の授業の終了後**若しくは**休業日**において**学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助**を体験する活動であって教育実習以外のもの)の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって**教育実習としての目標を達成**すること
- ② 実習校と大学が**連携して実施体制やプログラム等を構築**すること
- ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、**学生は実習校の指示の下に活動**を行うこと

学校インターンシップの実施イメージ

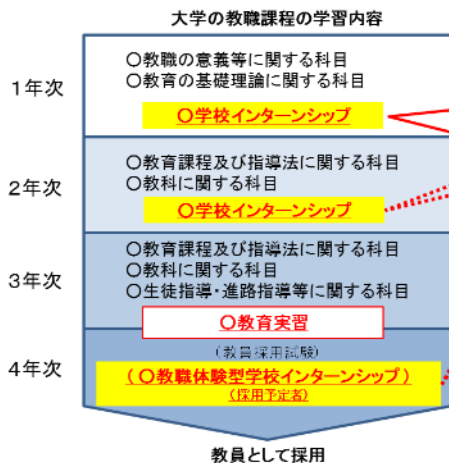
目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

< 具体的なイメージ(例) >



【パターン】

- インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合
- (例1) 通年型：毎週水曜日 × 2時間 × 30週
- (例2) 分割型：毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)
：毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)
：毎週水曜日 × 1時間 × 15週(4年次)
- 上記に加えて、30時間の自主的学習が必要
- ※ 各大学の判断により、様々な形態で実施
- ※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要

【具体的な活動内容】

- 児童、生徒等の話し相手、遊び相手 ○ 授業補助
- 学校行事や部活動への参加 ○ 事務作業の補助
- 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの 学校における活動全般 について、支援や補助業務を行うことが中心	学校の教育活動について実際に 教員としての職務の一部を 実践させることが中心
実施期間	教育実習より長期間を想定 (ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	4週間程度 (高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	実習生への指導や評価書の作成(そのための指導教員を選任し、組織的な指導体制を構築)

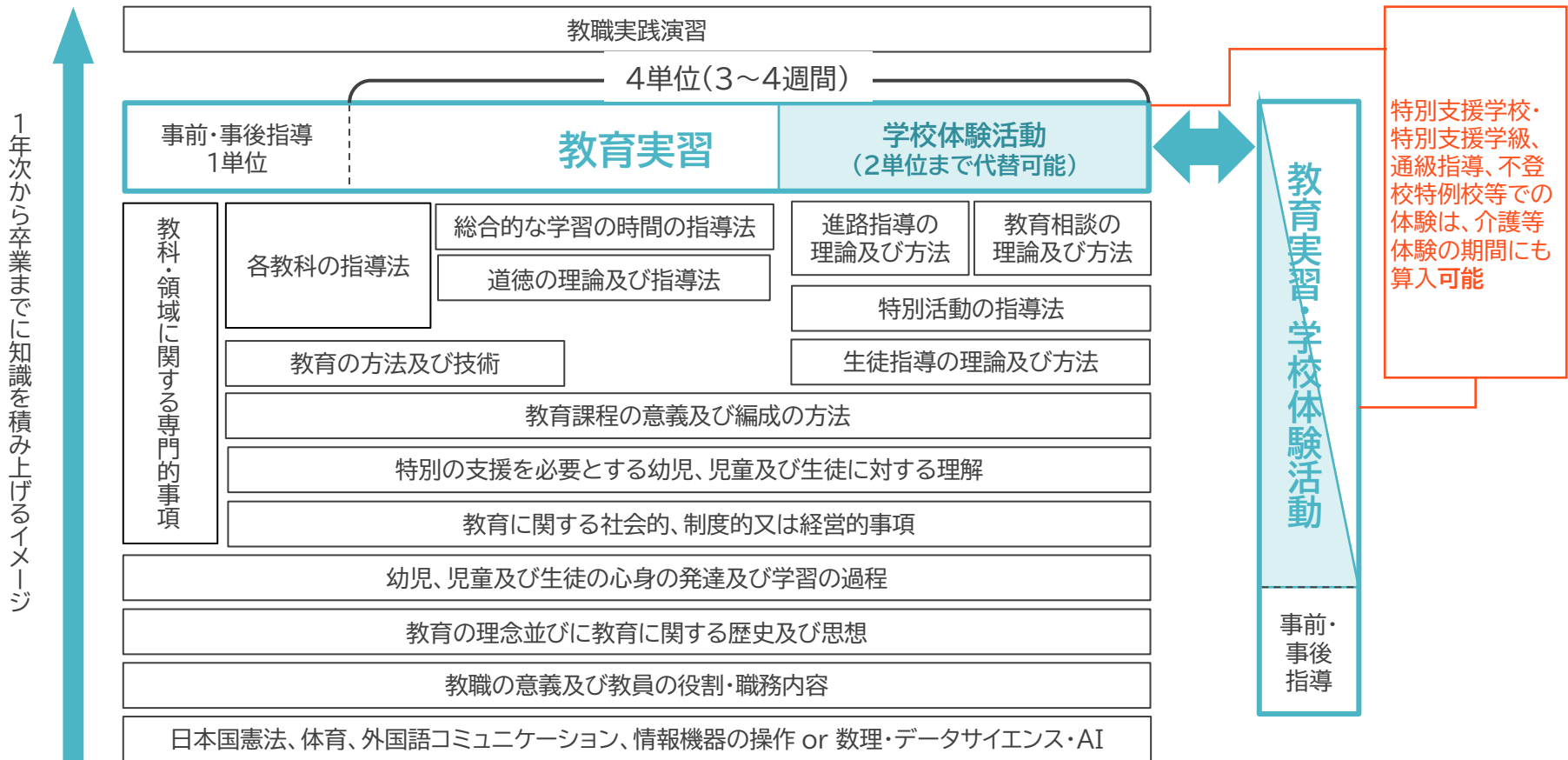
※ イメージ図において、教育実習については、学校の役割として「評価書の作成」を行うこととしており、大学は、これを踏まえ、大学の授業科目としての評価を行う。

一方で、学校インターンシップについては、大学の授業科目として評価を行うにあたって、学校が教育実習と同様の評価を行うことまでは必要ないが、大学が学校の協力を得るなどして、学生の活動状況を踏まえることは必要である。

教育実習の柔軟化を踏まえたカリキュラムマップのイメージ(小学校の例)

中教審答申抜粋(令和4年12月)

短期集中型の従来の履修スタイルに加え、**通年で決まった曜日などに実施する教育実習**や、**早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法**なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。



※上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが認められている。
 ※上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

4. 教育研究実施組織



4. 教育研究実施組織 — 教職専任教員の配置について

認定を受けようとする教職課程ごとに、教職専任教員を必要数配置することが原則

・教職課程認定基準3(10)

教職専任教員は、①「領域に関する専門的事項」、②「教科に関する専門的事項」、③「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、④「特別支援教育に関する科目」又は⑤「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

【必要教職専任教員数】

	教科専門科目 (領域・養護・栄養)	教職専門科目
幼稚園教諭 【入学定員50人の場合】	3人以上	3人以上
小学校教諭 【入学定員50人の場合】	1人以上	3人以上
	上記含め合計8人	
中学校教諭	2～4人以上	2人以上
高等学校教諭	2～4人以上	2人以上
養護教諭	3人以上	2人以上
栄養教諭	—————	2人以上

1. 幼稚園教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに、「領域専門科目」「教職専門科目」いずれか又は合わせて2人増員
(教職課程認定基準4-1(3))

2. 小学校教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに、2人増員
(教職課程認定基準4-2(4))

3. 中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭

■ 「教職専門科目」は、入学定員に応じて増員
 入学定員800人以下は 2人以上、
 801～1200人以下は 3人以上、
 1201人以上は 4人以上
 (教職課程認定基準4-3(5) ii) 等)

【教職専任教員の定義】

・教職課程認定基準3(7)

認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

- ① 専ら当該課程を有する学科等(全学的に教職課程を実施する組織(注)を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。)の教育研究に従事する者
- ② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者
- ③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者
- ④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者

※基幹教員で、上記を満たす者は、教職専任教員として算入可能。

基幹教員のうち、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号等のただし書に定める基幹教員(以下「ただし書教員」)についても、各教職課程の必要専任教員数の1/4の範囲内で算入可能(算入可能な範囲については、各免許課程ごとに規定)。

※基幹教員のうち、ただし書教員を教職専任教員に活用する場合は、大学として基幹教員制度を導入する場合であることに留意。



「基幹教員」、「ただし書き教員」の参入の考え方は、R4年度説明会(12月)資料2を参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1395208.htm

(注)「全学的に教職課程を実施する組織」：教職課程センター等、学内の教職課程に関する全学的な組織を想定。

4. 教育研究実施組織 — 教員審査の基本的な考え方

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、**活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められない。**

○教職課程認定基準3

(6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○教職課程認定審査の確認事項3

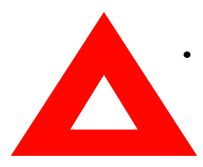
(1) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

○教育又は研究上の業績及び実績の考え方 (平成23年課程認定委員会決定)

1. 基本的な考え方

○ 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、**当該教科の指導法に関する業績等が必要**であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○ 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、**担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。**



・ 「各教科の指導法」等の授業科目を実施した際の学生のアンケート結果やその分析等をまとめた業績

関連がないわけではないが、これのみでは全く不十分

原則として、学校教育段階（幼～高）の研究業績等が必要。
手引きP182の3を確認すること

実務家教員については、学校現場での経験や実績も含めた総合的な判断により、審査を行う。(ただし、活字業績は必要。)

○教職課程認定審査の確認事項3

(1) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、**総合的に判断するものとする。**

○「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」

2 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

- ・ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。
- ・ 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

4. 教育研究実施組織

ー 研究業績等について①

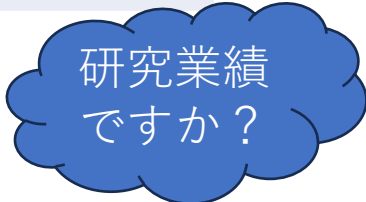
○教育研究業績書のうち、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載できるものは、公刊済の活字業績のみ（インターネットによるものも含む）

記載に当たっては、以下の分類による。

分類	記載可能なもの
著書	出版社を通して流通し、書店などにおいて販売されている書籍
学術論文等	国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等に学術論文として発表したもの
教育実践記録等	大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの（いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等）
その他	担当授業科目に関連する報告書や教育関係雑誌など、活字として発表し、広く世間一般に向けて刊行されているもの



- ・学校の研究報告における巻頭言や挨拶文
- ・教育委員会勤務時に作成した業務上のマニュアル等
- ・大学で実施した更新講習等の自作教材



【教員審査で多数指摘を受ける大学の例】

○学内の**少数の教職専任教員(2名)**が、**科目を多数担当している**

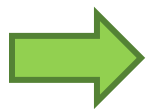
→ 結果として、当該教員の本来の専門分野外の科目も担当することになる

→ 担当科目と業績が不一致(パターン②※)や、不十分(パターン③)の指摘を多数受けることになる

→ 学内の他の教員を追加して対応するものの、業績が十分と認められず、指摘事項に対応困難となり、取り下げを行う

※パターンは次ページ以降参照

- 担当授業科目と業績の関連、またそれが十分な実績と言えるものであるか、申請する前に検討する(不一致又は不十分な場合は、**兼任教員等、外部からの人材も含め、科目を担当するに相応しい教員を検討する**)
- 検討の際、教員が記載する研究業績書の記述内容が、「**研究業績**」と言えるものであるか、**手引きを十分確認**の上、チェックする(研究業績に該当しないものを記載して申請する大学があるが、研究業績として該当しなければ関連業績無しの判定となり、完全不一致(パターン②)の判定になる)



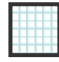
手引き(別冊)のQ&A「教育研究業績書について」の項目も必ずご確認ください。

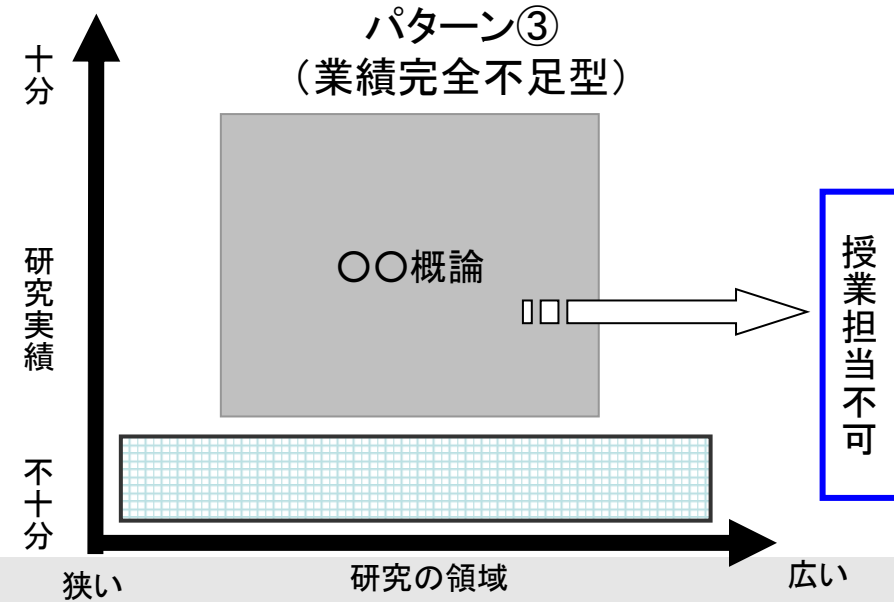
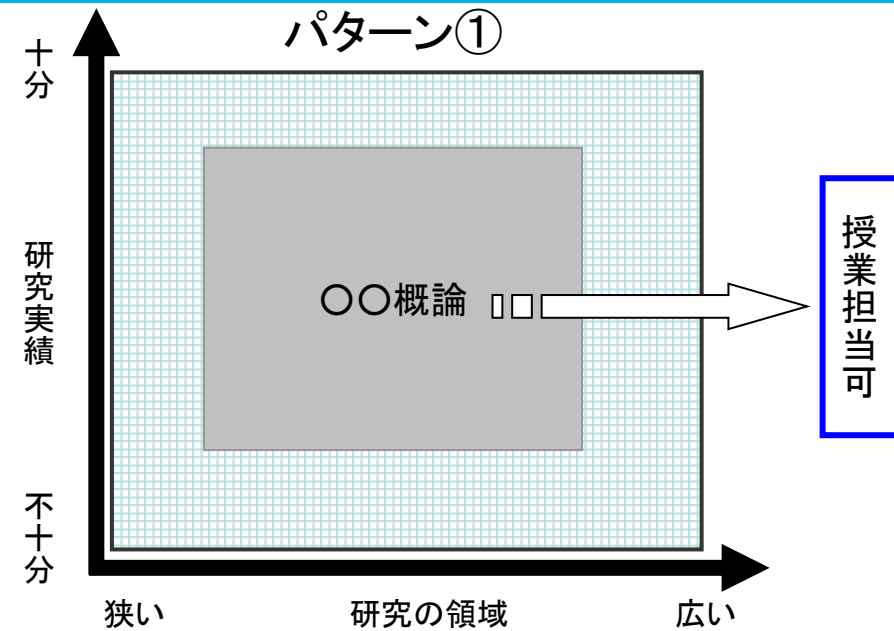
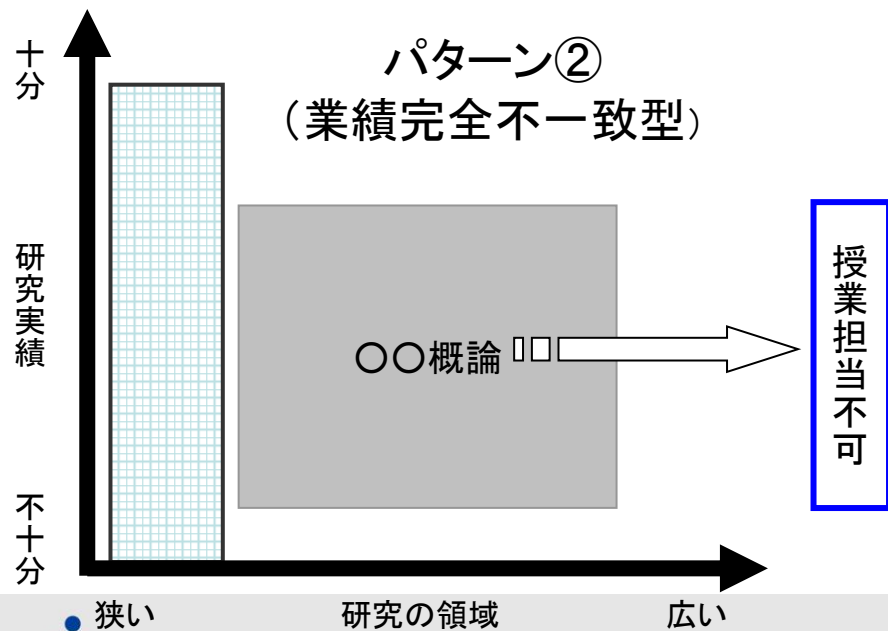


4. 教育研究実施組織


— 教員審査のイメージ①

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

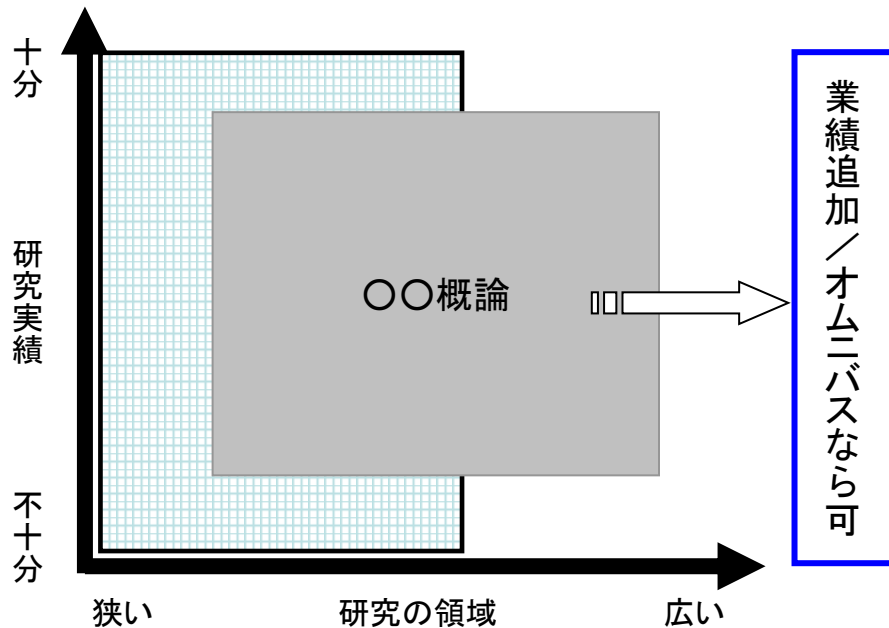
 : 活字業績



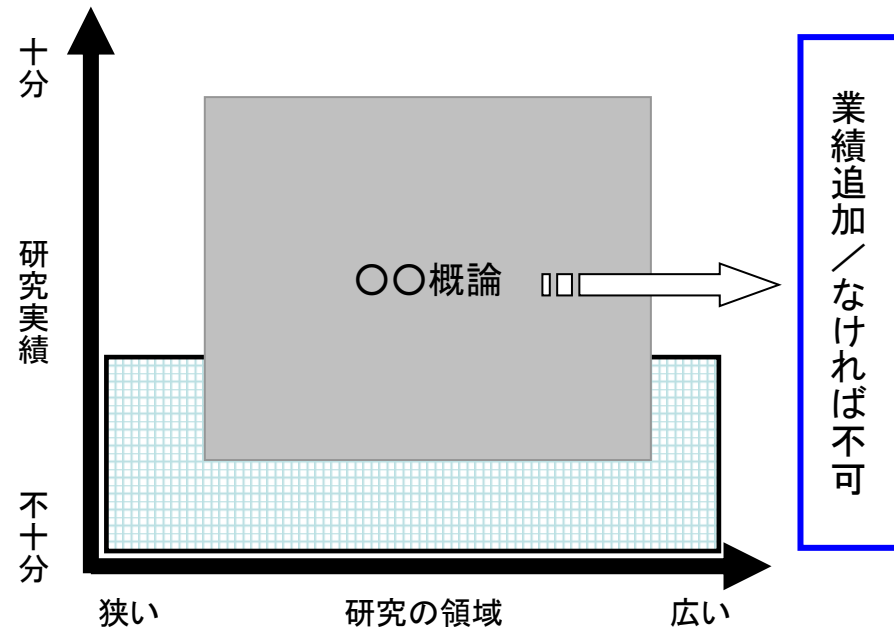
(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

 : 活字業績

パターン④
(業績範囲一部不一致型)



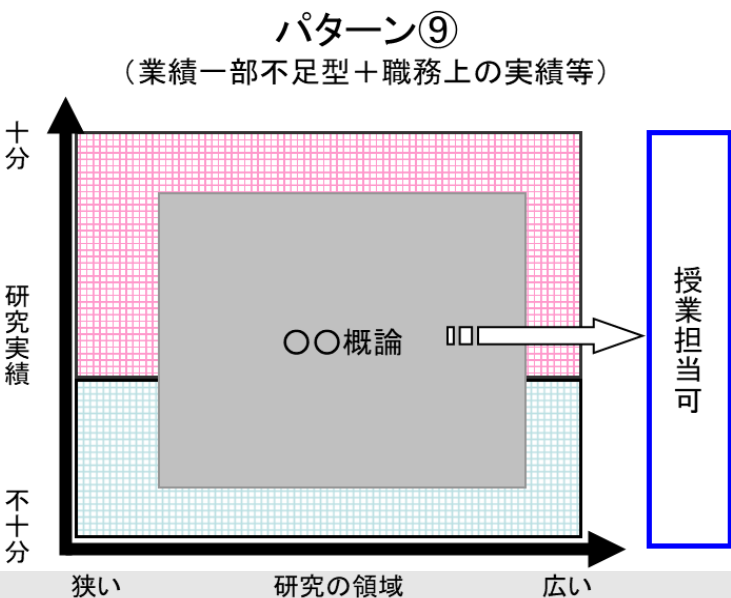
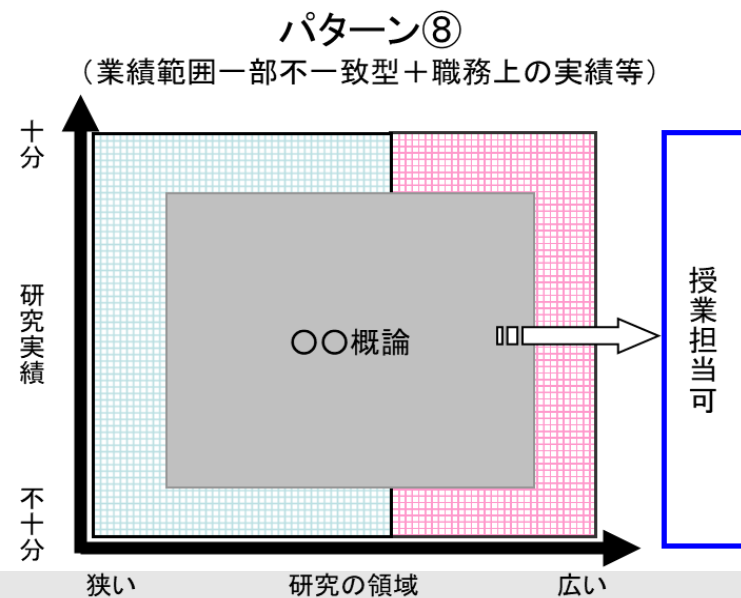
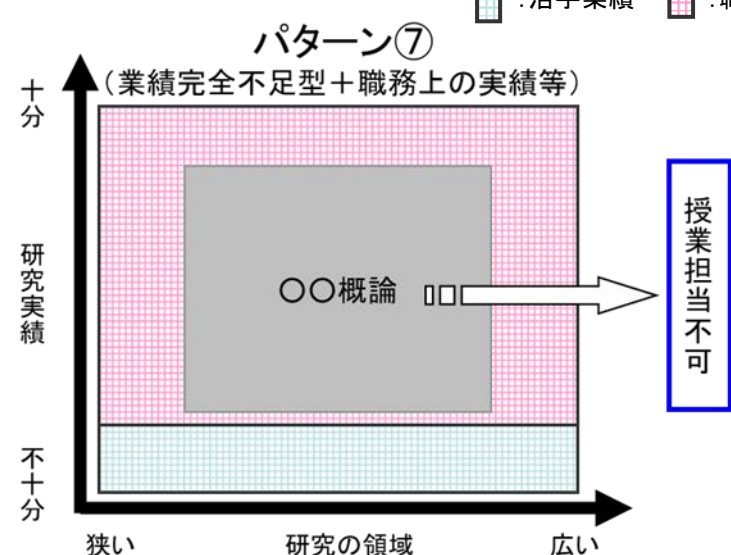
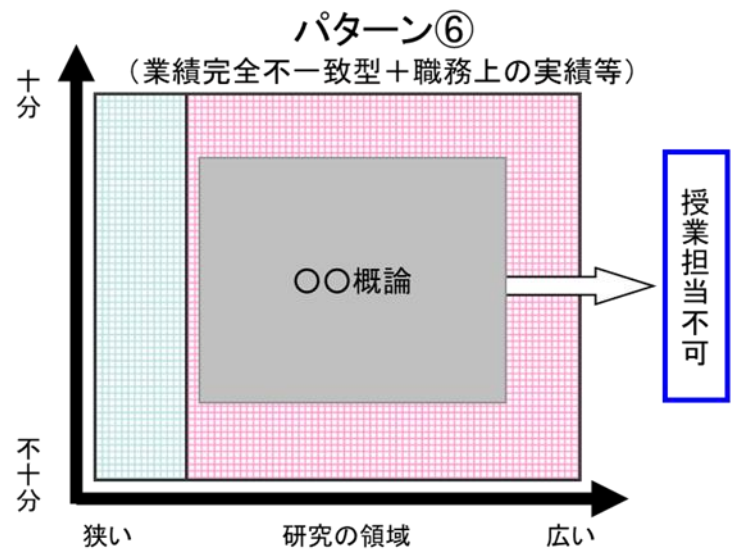
パターン⑤
(業績一部不足型)



4. 教育研究実施組織

一 教員審査のイメージ④

■ : 活字業績 ■ : 職務上の実績等



5. 関係手続



5. 関係手続 ー 各種変更届等

事項	提出期限等	手続	備考
○特支免コアカリキュラムに対応した変更届	①令和5年2月末日 ②令和6年1月末日	変更届 ※特支免コアカリ対応変更届(➢令和4年10月3日付け事務連絡)	※①で未提出の大学で今年度の課程認定審査・認定を受けていない大学は、②までに提出。
○通常の変更届等	変更予定の教育課程を実施する前まで(令和6年4月開始なら、令和6年3月末までに提出)	変更届 ➢手引きP117～	※変更内容が、免許関連法令、課程認定基準等を満たしているか、各大学においてよく確認の上、提出のこと
○教職課程認定審査の確認事項1(1)③又は1(1)④に基づく変更届(※R7年度開設分)	①令和5年9月末日 ②令和5年11月末日	変更届 ➢手引きP117～	※課程認定委員会の審査結果により、改組前後で同一と認められなかった場合は、通常の課程認定申請(令和6年3月)が必要
○大学設置基準等による教育課程等特例に関する、教職課程の変更	随時要相談		当該特例の申請を行う大学(申請中のものも含む)は、至急教職課程認定係に連絡すること

5. 関係手続 — 通常の変更届

科目の変更届は、授業科目の改廃だけでなく、開設方法が変更となるケースも手続を行うこと。

- 例)
- ・ 連携開設科目への変更
 - ・ 共通開設科目への変更 等

→ 科目の開設前に変更届の提出が必要

5. 関係手続 — 確認事項1(1)③、④に基づく変更届①

教職課程認定審査の確認事項1(1)③と1(1)④

課程認定を受けている学科等が届出設置等により改組する場合において、改組前後での課程が概ね同一と認められ、かつ基準を満たしている場合は、改めて課程認定の申請を行う必要がない ➤ このことを**確認するための変更届を提出する**

	1 (1) ③	1 (1) ④
「設置申請」の手続	届出（国公立大学の場合） 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合	認可申請（国公立大学の場合）かつ、教員審査の省略が認められる場合 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学においてこれに準ずる手続きを含む。）

※ 1(1)④について、認可申請及び意見伺いの手続により大学や学部・学科等を設置する場合でも、教員審査の省略が認められていない場合は、これに該当しない。認可申請及び意見伺いの手続において教員審査の省略が認められるかどうかを、文部科学省高等教育局の担当部署に確認すること。

5. 関係手続 — 確認事項1(1)③、④に基づく変更届②

- ・ 学科等を設置(分離)する場合においては、教職課程認定を受けることが原則であるため、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当する可能性のある学科等であっても、変更届の提出は必須ではない。
- ・ 審査の結果、変更届による変更が認められなかった場合や、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届を提出しなかった場合は、課程認定申請が必要となる。
- ・ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届を提出する場合は、課程認定申請を必要とするかどうかを判断する必要があるため、認定年度の前々年度に提出。(令和8年度開設の場合は令和6年9月末、11月末締切)

【課程認定委員会による審査】 ※審査の考え方は、1(1)③と1(1)④で同じ

1. 従前及び改組後の両方の教職課程において、教職課程認定基準等を満たしている

教職専任教員の配置、授業科目の開設、幼稚園・小学校の課程の「教員養成を主たる目的とする学科等」、中学校・高等学校等の課程の「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」等の基準を満たしていることが必要。

2. 従前と改組後の学科等の教職課程が概ね同一である

学科の分割により授業科目や教職専任教員が大幅に減少する場合、教養学科を専門学科に先鋭化させる改組を行う場合又はその逆、教職課程において科目名称や授業内容の全面的な刷新を行う場合等は概ね同一とは認められない。



「教職課程が概ね同一」というのは、教職専門科目のみではなく、教科専門科目も含めた教職課程全体で判断。



6. その他



全学的な体制整備・自己点検評価等

■ 免許法施行規則第22条の7

2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

■ 免許法施行規則第22条の8

認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

教職課程の自己点検・評価

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドラインより)

➤ 自己点検・評価の基本的考え方

各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施（教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照）

その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要

また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要

・ 基本的な手順 ・ 実施間隔 ・ 実施単位 ・ 実施体制

➤ 自己点検・評価の観点の例示

①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導（学生の受け入れ、学生支援） ⑦関係機関等との連携

※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる



教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について



4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない^{※1}。

令和4年12月の中央教育審議会答申^{※2}を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められている。

特に、**教育委員会に対しては、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めている**、**大学等に対しては、教育実習等で起こりうるハラスメントに対し、主体性と責任を持った対応を行うことを求めている**。

※1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5

※2 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
(参考URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm)

教職課程を置く大学等に係る事項

1 全般的事項

- **教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行う。**
- **万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を完全に果たす必要がある。**
- 大学内の組織間の有機的な連携を図り、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、大学全体として取り組むことが期待される。
- 大学の教職課程の**自己点検・評価のプロセスも活用し**、教育実習等の適切な在り方について、**不断の見直しを図っていくことが期待される。**

2 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- 大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても適切な対応を行うことが必要である。（「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号））
- 学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため[※]、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進する。特に教育実習等の事前指導等において、**学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等**について、十分な指導を行う。（※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定））
- 大学等は、学生が直ちに**相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え**、相談内容や状況に応じ、大学等として適切な対応を行うことを、**学生に周知する**。

- 学生が上記の相談を躊躇することのないよう、大学等はプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、周知も行う。
- 学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定される。大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分な周知を行う。

3 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 緊急時等を除き、**所定の時間数[※]を上回るような実習が行われることのないよう**、大学等は教育委員会や学校等と調整を行う。（※大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づく）
- 実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないよう十分な配慮が必要であり、指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めると等がないよう十分留意する。
- ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討する。

4 その他

- 障害のある学生の教育実習の実施においては、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。
- 母校実習についてはハラスメントの問題が生じた場合の大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意。

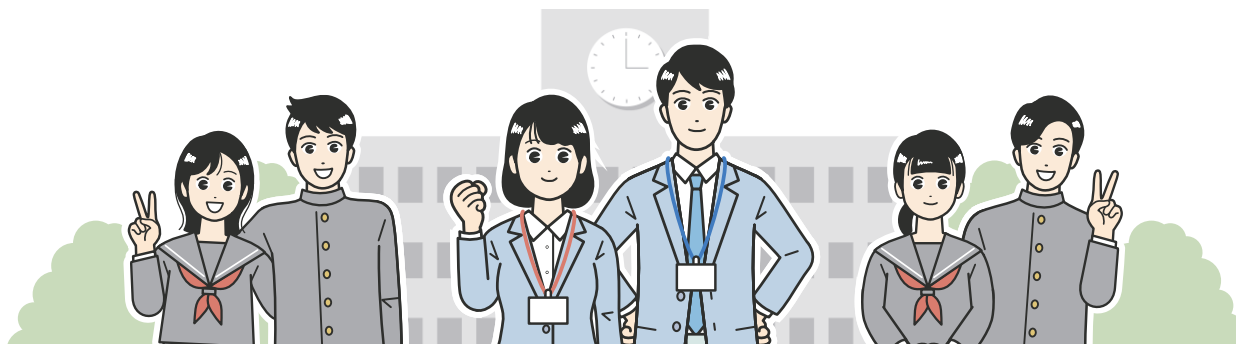
各教育委員会や学校等に係る事項

1 全般的事項

- 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。教育実習中の学生は弱い立場にあるため、教育委員会や学校等は、**パワーハラスメント等に類する言動を行うことは決して許されるものではない。**
- 教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図る。
- 教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合に学生が相談できる窓口の周知を徹底し、適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努める。

2 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 教育実習等は大学等が実施する授業科目であり、大学等は大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき**適切な時間の設定で実習計画を行っている。**そのため、**学校は設定された時間数での実施を徹底する必要がある。**
- 教育実習等は**学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則である。**そのため、**緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないように努める。**
- 教育委員会が中心となって調整を行い、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できる。



**教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、
その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、
教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことが重要です。**

令和6年度における新型コロナウイルス感染症に係る介護等体験特例の延長及び教育実習特例の廃止等について

1. 新型コロナウイルス感染症に係る介護等体験特例の期間延長

- 介護等体験特例法に基づき、特別支援学校や社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等）等において、7日間以上、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うことを、小学校・中学校教諭の普通免許状の授与の要件としている。
- 令和2年度から令和5年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、7日間の介護等体験を、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって免除することを可能とする特例が設けられているところ。
- 新型コロナウイルス感染症については、流行当初よりも重症患者数は減少傾向にあるとともに、感染症法上の位置付けについても、令和5年5月8日より、5類感染症に移行されたものの、介護等体験については、受入れ可能施設が減少していること等を踏まえ、**令和6年度については、引き続き介護等体験の実施が困難な場合が想定されることから、特例の適用期間を延長する**こととする。

2. 教育実習特例の廃止

- 教育職員免許法に基づき、普通免許状の授与を受けようとする者は、基礎資格（学士の学位を有すること等）を有した上で、大学等（大学、短期大学、大学院）において必要最低単位を修得する必要がある、その中で、教育実習に関する科目を修得することとなっている。
- 教育実習については、取得しようとする学校種の免許状に応じて当該学校等の教育を中心とすることとされており（施行規則第2条表備考第6号等）、学校側の受け入れ体制が整わなければ実施できないところ、令和2年度から令和5年度までにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽教育実習の受け入れが困難となる可能性があること等を受けて、施行規則の改正（附則第39項）により、教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目で代替可能とする特例を設けている。
- 今年度の教育実習の実施状況等も踏まえ、**教育実習特例については、令和6年度以降の特例延長の必要性が薄いと考えられることから、延長しない**こととする。



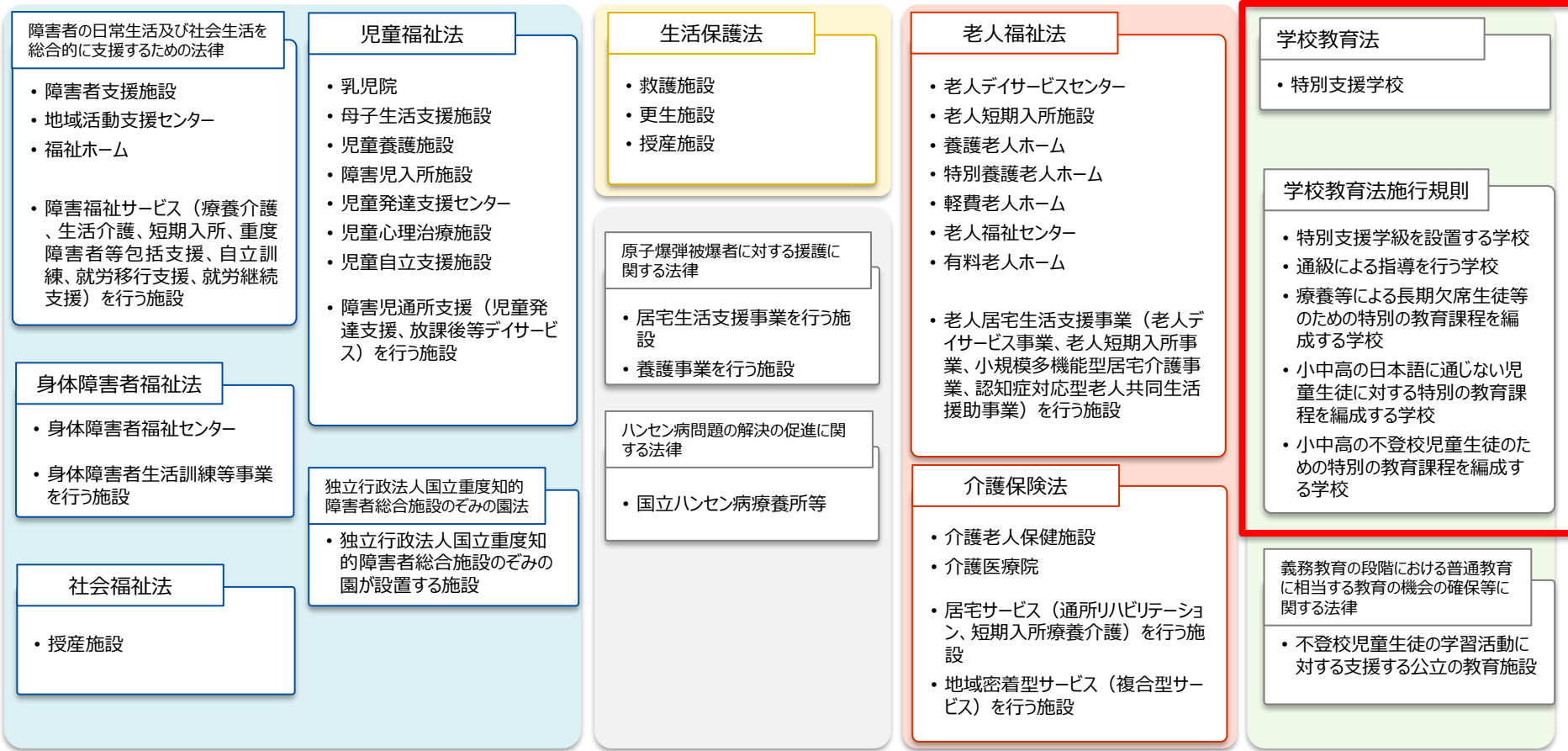
介護等体験を行うことができる施設

・特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令に基づき以下の施設とする。

・7日間のうちで必ず介護等体験を必ず行うことが望ましい施設については、従来から示している特別支援学校に加えて、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（※）についても選択できる。

※いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。

介護等体験を必ず行うことが望ましい施設



2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について

※こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会（第2回）資料を文部科学省において抜粋、加工

【現行制度の概要】

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。
(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(※以下「認定こども園法」) 15条第1項)

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

〔認定こども園法一部改正法の施行
(平成27年4月1日) から10年間〕

① 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和

- ・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。

(認定こども園法附則第5条)

② 幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和

- ・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者について、大学等で一定の単位（8単位(※)）を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。令和5年4月からは、幼保連携型認定こども園での勤務経験（2年かつ2,880時間）を更に上乗せすることで、履修単位を6単位に軽減する措置を講じている。

※通常、大学等において履修が必要な単位数

- ・幼稚園教諭免許状(二種)を取得する場合→短期大学士の学位+39単位(計62単位)
- ・保育士資格を取得する場合→68単位

【改正の方向性】

- 令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとする。
(認定こども園法改正法附則第5条の改正)
- ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間(令和8年度末まで)とする。

また、以下について運用にて対応する。

- 各施設における保育教諭等の併有に向けた制度の周知、人事計画の策定を求めた上で、各施設における併有の計画的促進について、施設監査の際に確認する。
- 各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、都道府県が公表することとする。

【今後の検討事項】

- 次期保育士養成課程等の見直しの際、保育教諭等としての養成課程等のあり方を検討する。

幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類		現行特例における要件 (一種、二種 共通)	新規特例における要件 (一種、二種 共通)	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	- 2（※2）	- 1（※3）
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※1）	2（※1）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2）	（※3）
		幼児理解の理論及び方法	1	-
	教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	-	-
教育実習 教職実践演習		- -	- -	
大学が独自に設定する科目		-	-	
合計単位数		8	6	
(参考) 幼稚園教諭免許状取得に要する最低単位数		一種：124単位、二種：62単位		

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせること
 - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
 ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・教育職員等や**養成課程の履修学生への啓発**等
 - ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

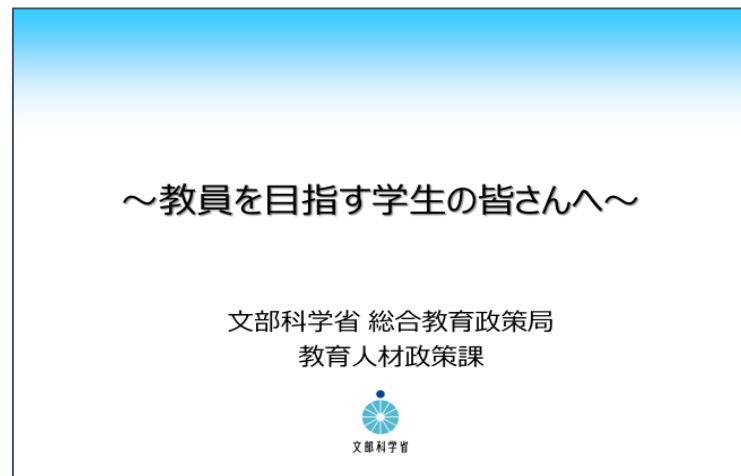
教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・都道府県教委に設置
 - ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

○【動画】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～



- 教職課程を履修する学生が知っておくべき児童生徒性暴力等の定義や教育実習等での留意点等についてまとめた啓発動画。教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業、授業外の取組等においても学生の理解が深まるよう御活用ください。

<https://youtu.be/BXrvvP7TWks>

- (参考) 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画等をまとめたページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

○【動画】児童生徒性暴力等の特徴について

大阪大学名誉教授・藤岡淳子講師

性暴力等の類型、性暴力が身近な教員に起こりえることや、性暴力等の被害が認識されにくいことなどについて解説しています。

<https://youtu.be/Nb2J4KzYuUg>



○【教材】「生命(いのち)の安全教育」

子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教材、啓発資料、指導の手引き等。

指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応ポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫などを示しています。

大切な心と体を守るために

授業の内容

- よりよい人間関係ってなんだろう？
- 性暴力とは？
- もし性暴力の被害にあったら・・・

(↑中学生向け)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

じぶんだけのたいせつなところをさわられていやなきもちになったら、「いやだ!」といおう。にげよう。あんしんできる大人におはなししよう。

16

(↑小学校(低・中学年)向け)

令和4年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究 -教職課程大学生の倫理観および行動コントロール力向上のための CBTを活用した教育プログラムの開発と実践-

熊本大学は文部科学省より委託を受けて、文部科学省 令和4年度『教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業』のうち「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」を行いました。

研究の目的と構成

本調査研究では、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に関わる全国の教職課程を設置する大学（教職課程認定大学）および教育委員会の取り組みの実態を、Webアンケートによる調査の実施と結果の分析を行い（研究①）、さらに、教職課程を履修する学生の理解促進のために教職課程認定大学において行われている児童生徒性暴力等の防止等に資する取り組みを実施し、その分析を行うことで（研究②）、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に係る教職課程認定大学における取り組みを促進することを目的としました（図1 調査研究の構成参照）。

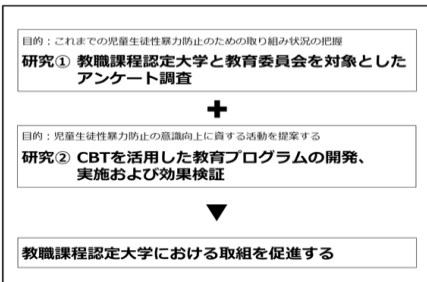


図1 調査研究の構成

※CBT (Cognitive Behavioral Therapy)：心理療法の一種である認知行動療法を指す。

研究①の結果

図2・3に、児童生徒性暴力等の防止に関する学生を対象とした教職認定大学の実践の実態と、教育委員会の教職認定大学との連携の実態を示しています。

児童生徒性暴力等の防止等に資する取り組みを行う上で必要だと考えることは以下のものが複数の大学で挙げられました。

- ・カリキュラム内での明確な位置づけ
- ・学部講師の確保と予算の確保
- ・人権意識・人権尊重の教育
- ・実践的で使い勝手のよい資料や教材

アンケート調査において児童生徒性暴力の防止のための先駆的な取り組みを行っている教職課程認定大学および教育委員会のうち、4大学および13教育委員会からインタビューで具体的な実践を聞き取りました。

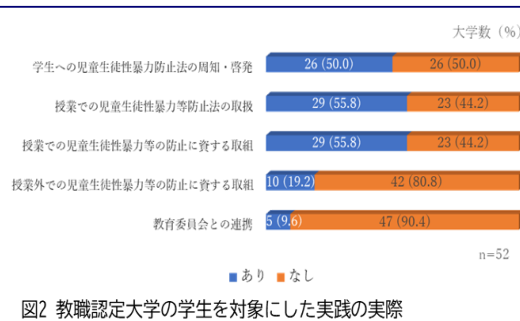


図2 教職認定大学の学生を対象にした実践の実態



図3 児童生徒性暴力等の防止に関する教育委員会の教職認定大学との連携の有無

主な結果

研究①

全国の国公立教職課程認定大学140大学、都道府県教育委員会および政令指定都市教育委員会67委員会にアンケートを依頼し、52大学（回収率37.1%）、46教育委員会（回収率68.7%）から回答が得られました。教職課程認定大学の授業の中で、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に関する取り組みを行っているのは約半数の29大学（55.8%）で、授業外では10大学（19.2%）が実施していました。

研究②

教職課程を履修する学生245名を対象に、2回の授業枠で、教職員等の児童生徒性暴力等の防止のための意識向上をねらいとして開発した教育プログラムを実施しました。教育プログラムには、本研究で作成した、事前学習教材としてのオンデマンド形式のICT教材も含まれました。

本教育プログラムを受講する前後で、「チームワークで取り組む意識」が増大し、問題が生じたときに対応を後回しにする態度を意味する「回避的援助要請スタイル」が減少しました。
→教育プログラムによる意識向上の効果が一定程度確認されました。

事業報告ウェブサイト（熊本大学サイト）

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/report/202301/>



研究②の結果

研究②では、事前学習用ICT教材（図4）による事前学習を踏まえ実施した教育プログラムでは、受講者の肯定的な変化が認められたほか、教育プログラムそのものと、児童生徒性暴力等を教育プログラムの中で扱うことにも概して肯定的な評価が得られました（図5）。

この演習授業は参加する価値があったか。

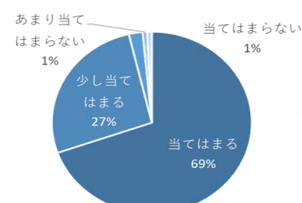


図5 教育プログラムの評価



図4 事前学習用ICT教材のスライド例

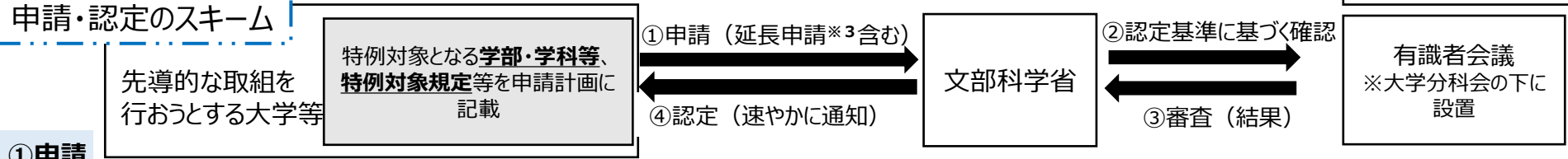
事前学習用ICT教材の動画サイト（YouTubeのリンク）



大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度について

高等教育局
大学教育・入試課

申請・認定のスキーム



①申請

・認定を受けようとする大学等の学長は、申請書に申請計画書その他文部科学大臣が別に定める書類※1※2（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等）を添えて申請

- ※1 申請計画書において、（1）申請目的、（2）先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等、（3）先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定、（4）先導的な教育の実施内容、（5）先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠、（6）学生に対する適切な配慮のための具体的な措置、（7）実施予定期間、（8）先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画、を明らかにする
- ※2 インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には提出の省略が可能

②認定基準に基づく要件確認

・文部科学大臣は、申請があった場合には、有識者会議（※大学分科会の下に置くことを想定）の審査を経て、当該申請に係る認定を決定

【認定基準】

- ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・不適合要件に該当しないと有識者会議で認められること
- ・申請計画書において、上記※1の内容が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること

【特例対象規程の一例】

- ・第19条第1項（自ら開設の原則）
- ・第28条、第29条第2項及び第30条第4項
(単位互換等の60単位上限)
- ・第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）
- ・第37条（校地面積基準）、第37条の2（校舎面積基準）

③有識者会議における審査（結果）

- ・先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる
- ・認定を行う場合においては、申請計画書において大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定める

④認定

・認定後、申請大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知（併せて、文部科学大臣はインターネット等によりその旨を公示）

- ※3 延長申請：認定を受けた大学等（教育課程等特例認定大学等）が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる

認定後のスキーム

大学が行うこと

- 報告
 - ・年1回の実施状況報告
 - ・認定期間終了後の検証報告

文部科学省・有識者会議が行うこと

- 報告徴収等（必要時）
- 是正要求（必要と認めるとき）
- 認定の取消
(円滑かつ確実な実施が見込まれなくなったとき等)
- 分析、大学への助言・フォローアップ

特記事項

- 認定の取消に当たっては有識者会議で審査し、認定取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能
- 申請計画書に記載する特例対象となる学部等、特例対象規定を変更しようとするときは文部科学大臣の認定を、それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）を要する。